

子ども議会を初めて開催します

未来を担う小・中学生が、松田町について町議会と同様に質問し、提案することで、町のあり方や政治の仕組みを理解し、地域社会の一員としての自覚を高めることを目的として「子ども議会」を開催します。

当日は議会の模様を役場内でモニター中継します。

皆さん、ぜひお越しください。

開催日時 8月23日(木) 9:00～12:00

議会中継場所 役場 4階 4AB会議室

出席者 子ども議員：寄小5～6年生 15人
寄中1～2年生 20人

その他 当日、議場での傍聴は寄小中学生と学校・報道関係者に限らせていただきます。

問合せ 教育課 学校教育係 TEL83-7023

平成24年度夏季オープン卓球大会参加者募集

日時 8月26日(日) 9:00～ 開会式

場所 町体育館

種目 3ダブルスによる男子団体戦・女子団体戦

参加費 1チーム 1,500円

※高校生以下の者が含まれる場合は、100円にその人数を乗じた金額を減額します。

申し込み 8月16日(木)までに町体育協会にある申込用紙に、参加費を添えて同事務局に提出してください。

問合せ 町体育協会 TEL・FAX83-6600



JR松田駅前町営臨時駐車場の臨時休業

「まつだ観光まつり」で使用するため、町営臨時駐車場は、次の時間、利用ができませんのでご協力ください。また、事前に車の移動をお願いします。なお、駐車している車両を町が移動した場合、移動費用を車両所有者にご負担いただくこととなりますので、ご了承ください。

日時 8月24日(金)19:00～25日(土)19:00

問合せ 環境経済課 商工観光係 TEL83-1228

お忘れなく納付をお願いします

町県民税 8月31日(金) 税務住民課町民税係 TEL83-1224

国民健康保険税 8月31日(金) 税務住民課住民国保係 TEL83-1225

後期高齢者医療保険料 8月31日(金) 税務住民課住民国保係 TEL83-1225

介護保険料 8月31日(金) 健康福祉課高齢介護係 TEL83-1226

※納付には、便利な口座振替をご利用ください

広報まつだ

おしらせ号

平成24年8月1日発行 編集/発行 企画財政課

〒258-8585 松田町松田惣領 2037番地 TEL 83-1222

ホームページ <http://town.matsuda.kanagawa.jp/>

町民大学(全4回)受講生募集

今年は「松田の自然」と「酒匂川」という地元に焦点を当てた内容と来年のNHK大河ドラマの事前学習、日常生活の中の人権について学習する4講座を開設します。

多くの方々の受講をお待ちしています。

日時	学習内容	講師氏名
第1回 8月18日(土) 10:00～11:30	竹内清先生執筆 「松田の自然探訪」 ～松田の自然再発見～	編集委員 一寸木 肇氏
第2回 9月8日(土) 10:00～11:30	第1部 「酒匂川との共生の歴史」 第2部 「酒匂川の治水 (整備状況等)」	松田町文化財保護 委員 鈴木 一行 氏 県西土木事務所 職員
第3回 11月10日(土) 10:00～11:30	平成25年 NHK大河ドラマ 「八重の桜」～新島八重の 生き方から学ぶ～	同志社大学 神学部教授 本井 康博氏
第4回 12月8日(土) 13:30～15:15	〔人権教育研修会〕 日常生活の中の人権 ～自分も大切 他の人も大切～	元神奈川県 教育委員会 人権・同和教育 担当参事 白鳥 稔氏

場所 町民文化センター 展示ホール

申込締切 実施日の3日前まで ※1回だけの受講も可能です

申し込み・問合せ 教育課 生涯学習係 TEL83-7023

同報無線戸別受信機設置補助

町では、同報無線の戸別受信機設置に対する補助を行っています。

対象 町の同報無線戸別受信機を購入される方

補助金額 ○本体購入に係る補助限度額 35,000円

(個人負担額は約9,000円)

○一部聞きづらい家庭の場合

外部アンテナと取り付けに係る補助限度額 15,000円

問合せ 庶務課 防災防犯係 TEL83-1221

ご存じですか？ 児童扶養手当制度

児童扶養手当制度は、父母の離婚・死亡などによって、父または母と生計を共にしていない世帯で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある児童(政令で定める程度の障害の状態にある方は20歳未満)を養育している方に、手当を支給する制度です(所得制限あり)。

※詳しくは、健康福祉課子育て支援係にご相談ください。

手当額(児童1人のとき、月額)

全部支給…41,430円

一部支給…9,780円～41,420円(所得額により決定)

(児童2人のときは5,000円加算、3人目から1人増すごとに3,000円加算)

児童扶養手当を受給されている方へ

現在、手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、現況届の手続きが必要ですので、8月1日(水)～8月31日(金)の間に、健康福祉課へお越しください。

問合せ 健康福祉課 子育て支援係 TEL83-1226

ご存じですか？ 特別児童扶養手当制度

特別児童扶養手当制度は、政令で定める程度以上の知的障害または身体障害の状態にある20歳未満の児童を養育している方に、手当を支給する制度です(所得制限あり)。

※詳しくは、健康福祉課子育て支援係にご相談ください。

手当額(月額)

重度障害児…1人につき50,400円

中度障害児…1人につき33,570円

◎障害の程度は、提出していただく診断書などにより、総合的に判断されます。

特別児童扶養手当を受給されている方へ

現在、手当を受けている方(支給停止の方も含む)は、所得状況届の手続きが必要ですので、8月10日(金)～9月10日(月)の間に、健康福祉課へお越しください。

問合せ 健康福祉課 子育て支援係 TEL83-1226

子育て支援センターの休館日

子育て支援センターは、次の日程で休館となります。
同時に、ファミリー・サポート松田の業務もお休みします。

休館日 8月13日(月)～15日(水)

問合せ 健康福祉課 子育て支援係 TEL83-1226